

「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部改正について

平成 29 年 8 月 3 日
日本証券業協会

I. 改正の趣旨

今般、平成 30 年 5 月 1 日から実施予定の国債決済期間の短縮（T+1）化に伴う銘柄後決め GC レポ取引の導入に対応するとともに、公社債店頭取引に係る本協会の発表内容を拡充することとし、各種報告書様式の再編等（※）を行い、合わせて報告義務の対象となる協会員を拡大するため、「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の一部を改正することとする。

II. 改正の骨子

- (1) 「公社債種類別店頭売買高報告書」、「公社債投資家別売買高報告書」及び「国債投資家別売買高報告書」を「公社債店頭売買高報告書」に統合し、本協会からの発表資料を「公社債種類別店頭売買高」、「公社債投資家別売買高」及び「国債投資家別売買高」から「公社債店頭売買高」に統合する。

（第 10 条第 1 項、第 10 条第 2 項、第 11 条第 1 項、第 11 条第 2 項）

- (2) 報告対象の協会員について、現在、会員については東京地区協会に所属する会員が対象となっているが、東京地区協会に所属する会員以外の会員も、第 11 条の月間売買高等の報告を行うこととする。

（付則（昭 51.12.20）、付則（平 6. 2.16））

III. 施行の時期

この改正は、国債決済期間の短縮（T+1）化の実施日（平成 30 年 5 月 1 日を予定）から施行する（注）。

（注）公社債店頭売買高の報告は翌月 10 日までに行うこととされていることから、国債決済期間の短縮（T+1）化が平成 30 年 5 月 1 日から実施される場合、この改正は、平成 30 年 6 月に行う報告から適用される。

(※)【参考】 公社債店頭取引に係る各種報告書様式の再編等の概要は以下のとおり。

1. 国債決済期間の短縮 (T+1) 化に伴う見直し

国債決済期間の短縮 (T+1) 化に伴い導入される銘柄後決め GC レポ取引における国債バスケット取引を報告項目として追加する。なお、当該バスケット取引の報告金額は、約定金額 (バスケットベースのスタート受渡金額 (グロス)) とする。(対象:「公社債店頭売買高報告書」及び「公社債条件付売買残高報告書」)

2. 報告書の再編

新たに、国債以外についても、投資家別の売買状況を報告することとし、「公社債種類別店頭売買高報告書」、「公社債投資家別売買高報告書」、「国債投資家別売買高報告書」を「公社債店頭売買高報告書」に統合する。

3. その他の変更

次のとおり、債券種類の区分について見直しを行う。(対象:「公社債店頭売買高報告書」)

- ① 「交通債・放送債」の区分を廃止し、「社債」中の「一般債」の区分に統合。
- ② 「金融債」の内訳である「利付」「割引」の区分を廃止。
- ③ 「社債」の内訳である「公募電債」「電力債」「一般債」のうち、「公募電債」の区分を廃止し、「一般債」の区分に統合。

4. 本協会における発表

上記1. から3. までの再編等に合わせて、本協会が発表する統計の見直しを行う。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 公社債・金融商品部 (TEL 03-3667-8456)

以 上

**「公社債の店頭売買の参考値等の発表及び売買値段に関する規則」の
一部改正について**

平成 29 年 8 月 3 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(月間売買高等の発表) 第10条 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の<u>公社債店頭売買高</u>を毎月発表する。この場合、現先売買高については区分表示する。 (削 　　る)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(月間売買高等の報告) 第11条 協会員は、月間の<u>公社債店頭売買高</u>を所定の様式により、翌月10日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。 (削 　　る)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則 (昭 51. 12. 20) (現行どおり) (削 　　る)</p> <p align="center">付 則 (平 6. 2. 16) (現行どおり) (削 　　る)</p>	<p>(月間売買高等の発表) 第10条 本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の<u>公社債種類別店頭売買高</u>を毎月発表する。この場合、現先売買高については区分表示する。 2 <u>本協会は、協会員からの報告に基づき、月間の公社債投資家別売買高及び国債投資家別売買高を毎月発表する。</u> 3 本協会は、協会員からの報告に基づき、現先取引の月末残高を毎月発表する。</p> <p>(月間売買高等の報告) 第11条 協会員は、月間の<u>公社債種類別店頭売買高</u>を所定の様式により、翌月10日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。 2 <u>協会員は、月間の公社債投資家別売買高及び国債投資家別売買高を所定の様式により、翌月10日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。</u> 3 協会員は、現先取引の毎月末残高を所定の様式により、翌月10日(当日が休業日の場合は、その前営業日)までに、本協会に報告するものとする。</p> <p align="center">付 則 (昭 51. 12. 20) (省 　　略)</p> <p>2 <u>第11条第1項に規定する週間売買高の報告は、当分の間、東京地区協会に所属する協会員以外の協会員には、適用しない。</u></p> <p align="center">付 則 (平 6. 2. 16) (省 　　略)</p> <p>2 <u>第12条第2項の規定は、当分の間、本協会が指定する協会員以外の協会員には適用しない。</u></p>

新	旧
<p data-bbox="204 271 600 309"><u>2</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="416 383 568 421">付 則</p> <p data-bbox="204 461 778 533">この改正は、国債の決済期間の短縮 (T + 1) 化の実施日から施行する。</p>	<p data-bbox="807 271 1203 309"><u>3</u> (省 略)</p>